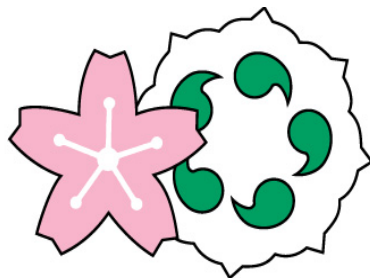


令和7年度

# 学校いじめ防止基本方針



青森山田高等学校

# 学校いじめ防止基本方針

青森山田高等学校

## 1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるようないじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

## 2 いじめとは

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

### (3) いじめの構造と動機

#### ①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

#### ②いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。

（東京都立研究所の要約引用）

- ・嫉妬心（あいてをねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちで味わおうとする）
- ・同調感（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

### (4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口をいう・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつか

る・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り等である。また、けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

### 3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

#### (1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するため日常の指導体制を以下のとおりとする。

別紙1 いじめ防止委員会の設置

#### (2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取り組みを以下のとおりとする。

別紙2 いじめ対策委員会の設置

### 4 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取り組みが求められる。学校においては教育活動全体をとおして、自己有洋感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

#### (1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくりの活動
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人ひとりに配慮した授業づくり

#### (2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の充実

#### (3) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施（5月、7月、9月）

#### (4) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の開催

#### (5) 情操教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実

#### (6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施

### 5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告、事実確認をする。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

別紙 3

(3) 教室・家庭でのサイン

別紙 4

(4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知
- ・面談の定期的実施（5月、7月、9月）

(5) 定期的調査の実施

- ・アンケートの実施（6月、10月）

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

①いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全、安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策を設定し、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、共に考える。
- ・温かい人間関係をつくる。

②いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を認識する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・必要がある場合は考えさせる。

(2) 関係集団への対応

被害、加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

### (3) 保護者への対応

#### ①いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

#### ②いじている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

#### ③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・県総務部総務学事課や関係機関と連携し解決を目指す。

### (4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

#### ①県総務部総務学事課との連携

- ・関係生徒への支援、指導、保護者への対応方法を考慮する。
- ・関係機関との調整を図る。

#### ②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合に連絡を取り合う。
- ・犯罪等の違法行為がある場合に連絡を取り合う。

#### ③福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導、助言が必要な場合に連絡を取り合う。
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握が必要な場合に連絡を取り合う。

#### ④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談が必要な場合に連絡を取り合う。
- ・精神症状についての治療、指導、助言が必要な場合に連絡を取り合う。

## 7 ネットいじめへの対応

### (1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信す

る。特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする。掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ・フィルタリングを活用する。
- ・保護者と連絡をとり見守る。

②情報教育の充実

「教科情報」における情報モラル教育の充実を図る。

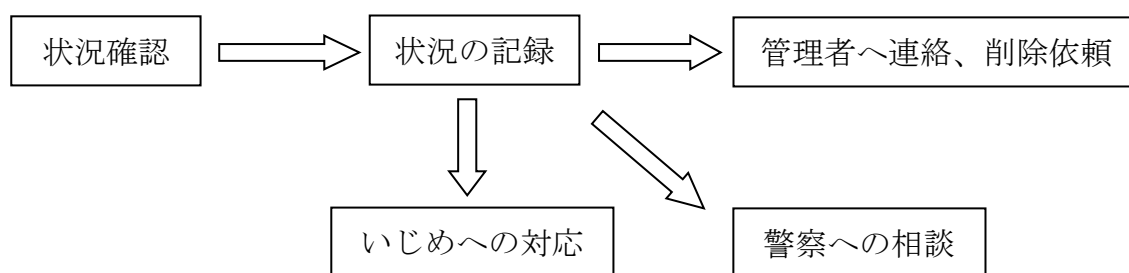
③ネット社会についての講話（防犯）を実施する。

(3) ネットいじめへの対処

①ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え。
- ・閲覧者からの情報の入手。
- ・ネットパトロールの活用。

②不当な書き込みへの対応



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

①生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。

- ・生徒が自殺を企図した場合。
- ・精神性の疾患を発症した場合。
- ・身体に重大な障害を負った場合。
- ・高額の商品を奪い取られた場合。

②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合。
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態発生時の報告、調査協力

学校が重大事態と判断した場合、県総務部総務学事課に報告するとともに、県総務部総務学事課が設置する重大事態調査のための組織に協力を依頼する。

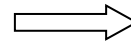
日常の指導体制（未然防止、早期発見）

**管 理 職**

- ・学校いじめ防止基本方針
- ・いじめを許さない姿勢
- ・風通しのよい職場
- ・保護者、地域等との連携

**いじめ防止委員会**

- ・学校いじめ防止基本方針作成、見直し
- ・年間指導計画の作成
- ・校内研修会の企画、立案
- ・調査結果、報告等の情報の整理、分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認、判断
- ・要配慮生徒への支援方針



**結果報告**

県総務学事課

**緊急対応**

いじめ対策  
委員会

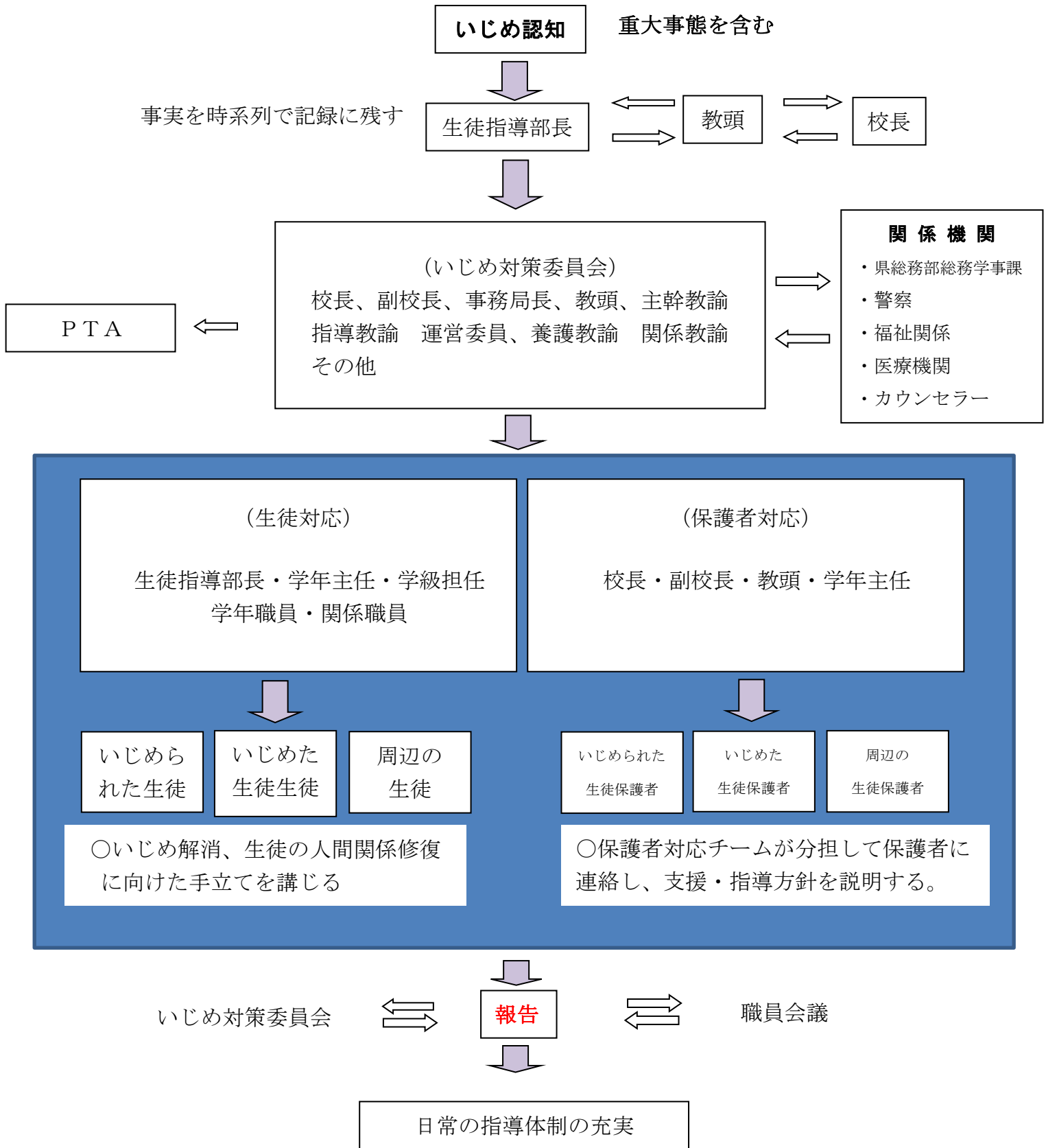
**未 然 防 止**

- ◇学業指導の充実
  - ・学びに向かう集団づくり
  - ・意欲的に取り組む授業づくり
- ◇特別活動、道徳教育の充実
  - ・ホームルーム活動の充実
  - ・ボランティア活動の充実
- ◇教育相談の充実
  - ・面談の定期開催
- ◇人権教育の充実
  - ・人権意識の高揚
  - ・講演会等の開催
- ◇情報教育の充実
- ◇保護者、地域との連携
  - ・学校いじめ防止基本方針の周知
  - ・学校公開の実施

**早 期 発 見**

- ◇情報の収集
  - ・教員の観察による気付き
  - ・養護教諭からの情報
  - ・相談、訴え  
(生徒、保護者、地域等)
  - ・アンケートの実施（定期）
  - ・各種調査の実施
  - ・面談の定期開催  
(生徒、保護者等)
- ◇相談体制の確立
  - ・相談窓口の設置、周知
- ◇情報の共有
  - ・報告経路の明示、報告の徹底
  - ・職員会議等での情報共有
  - ・要配慮生徒の実態把握
  - ・進級時の引き継ぎ

緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



### 別紙 3

#### 1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を視察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

| 場面           | サイン   |
|--------------|---|
| 登校時<br>朝のSHR | 遅刻、欠席が増える。その理由を明確に言わない。<br>教員と視線が合わず、うつむいている。<br>体調不良を訴える。<br>提出物を忘れてたり、期限に遅れる。<br>担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。 |
| 授業中          | 保健室、トイレに行くようになる。<br>教材等の忘れ物が目立つ。<br>机周りが散乱している。<br>決められた座席と異なる席に着いている。<br>教科書、ノートに汚れがある。<br>突然個人名が出される。 |
| 休み時間等        | 弁当にいたずらをされる<br>昼食を教室の自分の席で食べない。<br>用のない場所にいることが多い。<br>ふざけ合っているが表情がさえない。<br>衣服が汚れていたりしている。<br>一人で清掃している。 |
| 放課後等         | 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。<br>持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。<br>一人で部活動の準備、片付けをしている。                           |

#### 2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

| 場面    | サイン  |
|-------|--|
| 休み時間等 | 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている<br>ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。<br>教員が近づくと、不自然に分散したりする。<br>自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。 |

## 別紙 4

### 1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

| 場面  | サイン   |
|-----|---|
| 授業中 | 嫌なあだ名が聞こえる。<br>席替えなどで近くの席になることを嫌がる。<br>何か起こると特定の生徒の名前が出る。<br>筆記用具等の貸し借りが多い。 |
| 教室内 | 壁等にいたずら、落書きがある。<br>机や椅子、教材等が乱雑になっている。                                       |

### 2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

| 場面    | サイン  |
|-------|--|
| 家庭内   | 学校や友人のことを話さなくなる。<br>友人やクラスの不平、不満を口にするようになる。<br>朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。<br>電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。<br>受診したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。<br>不審な電話やメールがあったりする。<br>遊ぶ友達が急に変わる。<br>部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。 |
| 生徒の動向 | 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。<br>理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。<br>登校時刻になると体調不良を訴える。<br>食欲不振、不眠を訴える。   |
|       | 学習時間が減る。<br>成績が下がる。  |
|       | 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。<br>自転車がよくパンクする。<br>家庭の品物、金銭がなくなる。<br>大きな額の金銭を欲しがる。   |

## 組織的ないじめ対応の流れ

- 常に状況把握に努める。
- 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

### いじめ情報

#### 1 情報を集める

- 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他から「組織」に情報を集める。
- ・ いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める。

#### 2 指導・支援体制を組む

- 「組織」で指導・支援体制を組む。(HR担任、養護教諭、生徒指導教員、運営委員、管理職などで役割を分担する。)

#### 3 子供への指導・支援を行う

- いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族、地域の人等)と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

※「組織」とは、いじめ防止対策推進法 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などから構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導教員、運営委員、養護教諭、HR担任等から、学校の実情に応じて決定する。

#### 4 保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒(加害、被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

## 学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

- 本校は、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。
- 本校は、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設ける。
  - ・いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立することが重要
  - ・いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報共有し組織的な対応をする。

### (1) いじめの防止のための措置

#### 《HR担任等》

- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として許されない」との雰囲気をつくり、HR全体に醸成する。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
- ・一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

#### 《養護教諭》

- ・学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

#### 《生徒指導教諭》

- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

#### 《管理職》

- ・全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気をつくり、学校全体に醸成する。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・生徒が自己有用感を高められる場面や困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取り組みを推進する。(例えば、生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など)

### (2) 早期発見のための措置

#### 《HR担任等》

- ・日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・休み時間、放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。

- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

《養護教諭》

- ・保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

《生徒指導教諭》

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室や相談室の利用、外部の電話相談窓口について周知する。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校内巡回において、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

《管理職》

- ・生徒およびその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

(3) いじめに対する措置（別紙：「組織的ないじめ対応の流れ」と連動）

① 情報を集める

《HR担任、養護教諭等》

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆け付ける）
- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・発見、通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- ・その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、質問等に慎重な配慮を行う。
- ・いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

《「いじめの防止等の対策のための組織」以下、「組織」という》

いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。

- ・校長、副校長、教頭、運営委員、教員等などから構成する。
- ・教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- ・その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ・一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

② 指導、支援体制を組む

《組織》

- ・正確な実態把握に基づき、指導、支援体制を組む。（学級担任、養護教諭、生徒指導教諭、管理職などで役割を分担する。）  
いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応。

その保護者への対応。

県教育委員会や県総務部総務学事課や関係機関等との連携の必要性の有無等。

- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要。
- ・ 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切な対応をする。

### ③ 生徒への指導・支援を行う。

「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う。

《いじめられた生徒に対応する教員》

- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。

《いじめた生徒に対応する教員》

- ・ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境を図る。
- ・ いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

《HR担任》

- ・ HR等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- ・ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

《組織》

- ・ 状況に応じて、外部のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必

要な支援を行う。

- ・指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

④ 保護者と連携する。

《HR担任を含む複数の教員》

- ・家庭訪問（加害、被害とも、また、HR担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

附則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

この要項は、令和7年4月14日から施行する。